

よくわかる



親族後見人の役割

参加費
無料

大切な方の生活を守るために…親族と親族後見人の立場の違いを知り、後見人の役割や義務について理解を深めませんか。後見人には家庭裁判所へ報告義務があります。報告書作成の際のポイントを解説します。

第1部：講演「親族が後見人になるということ」
第2部：ミニ講座～定期報告の書き方～
(いずれかのみ参加も可能)

- 日時 令和7年1月31日(金) 10～12時
- 講師 若松 智子司法書士 (リーガルサポート神奈川県支部所属)
- 場所 鎌倉市福祉センター 2階
- 対象 鎌倉市で親族後見人等として活動中の方・活動を考えている方、
後見業務にご興味のある方 …… 先着 10名
- 申込み 鎌倉市成年後見センターまでお電話または FAX
電話 0467-38-8003 FAX 0467-22-2213

第1部 10時～11時
第2部 11時～12時

お名前	参加希望に○をつけてください	電話番号
	第1部・第2部・両方	

※FAXでお申し込みの方は上の表に必要な事項をご記入の上、FAX送信ください。